平成２９年（フ）第１７５号
宮崎市大字恒久1392番地５ベルフロント宮崎105号
債務者　川畑　政彦
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９０号
宮崎市大字恒久4942番地１　クレール宮崎401号
債務者　鶴田　拓郎
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９８号
宮崎市清水３丁目２番12号　ナリスビル302号
債務者　山崎　千鶴
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４４号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目42番１号
債務者　前田ムツ子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目11番10号　ワシントンハイツ202号
債務者　濵田　大海
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
鹿児島県鹿児島市名山町１番３号鹿児島ビル４階　野田・馬場法律事務所
債務者　基山めぐみ
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目５番12号　さなえアパート102号
債務者　米　　久子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１９号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町14番地17（ユウハイツ52　102号）
債務者　里岡　重典
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第２４号
鹿児島県大島郡天城町大字浅間306番地５　塩満団地一ソテツ３号
債務者　小林わか子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第２５号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町10番１号（サカエヤビル405号）
債務者　永井実千代
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第５７９号
京都市右京区西院寿町20番地、前住所滋賀県湖南市石部東３丁目８番32号
債務者　福田　陽一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９０号
京都市南区上鳥羽南島田町46番地１
債務者　木下　友希
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６００号
京都市北区紫野西蓮台野町４番地２、前住所京都市北区紫竹東大門町37番地１
債務者　溝川　千浪
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６２４号
京都市西京区大枝沓掛町９番地33　中原マンション303号
債務者　市原やす江
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６４８号
京都府宇治市木幡正中15番地の１　フラウメンドルフ404号
債務者　金子　明広
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６７２号
京都市北区紫竹西栗栖町25番地　シャトー紫竹　205
債務者　池永　康代
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目６番地28　浜崎マンション308
債務者　熊木　雅嘉
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　那覇地方裁判所石垣支部